

厚生労働省告示第九十四号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の五の三第二項第一号及び第二十一条の五の四第三項第二号の規定（これらの規定を同法第二十一条の五の十三第二項において読み替えて適用する場合を含む。）に基づき、児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十二号）の一部を次のように改正し、平成二十九年四月一日から適用する。

平成二十九年三月二十八日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

別表第1の13の注二中「（）」を「（）」に、「ロ」を「ハ」に改め、同二を同ホとし、同八中「（）」を「（）」に、「ロ」を「ハ」に改め、同八を同ニとし、同口中「（）」を「（）」に改め、同口を同八とし、同イ中「（）」を「（）」に改め、同イを同ロとし、同注に注イとして次のように加える。

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算（） 1から12の2号により算定した単位数の1000分の76に
並出する単位数

別表第2の10の注二中「（）」を「（）」に、「ロ」を「ハ」に改め、同二を同ホとし、同八中「（）」を「（）」に、「ロ」を「ハ」に改め、同八を同ニとし、同口中「（）」を「（）」に改め、同口を同八とし、同イ中「（）」を「（）」に改め、同イを同ロとし、同注に注イとして次のように加える。

ㄥ 福祉・介護職員処遇改善加算() 1から9の2までにより算定した単位数の1000分の146に相当する単位数

別表第3の11の注二中「()」を「()」に、「ロ」を「ハ」に改め、同二を同ホとし、同ハ中「()」を「()」に、「ロ」を「ハ」に改め、同ハを同ニとし、同口中「()」を「()」に改め、同口を同ハとし、同イ中「()」を「()」に改め、同イを同ロとし、同注に注イとして次のように加える。

ㄥ 福祉・介護職員処遇改善加算() 1から10の2までにより算定した単位数の1000分の81に相当する単位数

別表第4の3の注二中「()」を「()」に、「ロ」を「ハ」に改め、同二を同ホとし、同ハ中「()」を「()」に、「ロ」を「ハ」に改め、同ハを同ニとし、同口中「()」を「()」に改め、同口を同ハとし、同イ中「()」を「()」に改め、同イを同ロとし、同注に注イとして次のように加える。

ㄥ 福祉・介護職員処遇改善加算() 1及び2により算定した単位数の1000分の79に相当する単位数